

著作権規程

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本交通政策研究会（以下、「本法人」という）が発行する出版物（ウェブページ、CD-ROM等を含む。以下同じ。）に掲載される著作物に関する著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。

（著作権の帰属）

第2条 本法人の出版物に掲載される著作物に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利（注1）を含む。以下同じ。）は本法人に最終原稿が投稿された時点から原則として本法人に帰属する。

2 著作者は特別な事情により前項の原則が適用できない場合、投稿時にその旨を本法人あてに文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の扱いについては著作者と本法人の間で協議の上、措置する。

3 投稿された著作物が本法人の出版物に掲載されないことが決定した場合、本法人は当該著作物の著作権を著作者に返還する。

（不行使特約）

第3条 著作者は、以下各号に該当する場合、本法人と本法人が許諾する者に対して、日本国著作権法第17条の著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的配布ほか、配布および保存の方法の変更に伴う改変
- (3) 概要あるいは一部分のみ抽出して利用することに伴う改変
- (4) 前各号の他の利用に伴う改変のうち、改変したことおよびその理由を明記したもの

（第三者への利用許諾）

第4条 第三者から本法人に対して、本法人が著作権を有する著作物の利用許諾要請があった場合、本法人は適切と認めたものについて要請に応ずることができる。また、利用許諾を行う権利の運用を外部機関に委託することができる。

2 前項の措置によって第三者から本法人に対価の支払いがあった場合には、本法人会計に繰り入れ研究会活動に活用する。

（著作者の権利）

第5条 本法人が著作権を有する著作物を著作者自身がこの規定に従い利用することに対し、本法人はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

2 著作者が当該著作物を利用しようとする場合、著作者は本法人に事前に申し出を行った上、本法人の指示に従うこととする。

3 著作者が当該著作物を利用する場合、利用した複製物あるいは著作物中に本法人の出版物にかかる出典を明記することとする。

4 本法人の出版物に掲載される著作物を、他学会の全文審査を経る出版物などに投稿する場合には、第2項の規定に関わらず、本法人に事前に申し出を行わずに利用できる。

5 著作者は当該著作物を、本法人の出版物の発行後であれば、著作者個人あるいは著作者が所属する組織のウェブページ等において、第2項の規定に関わらず、本法人に事前に申し出を行わずに掲載することができる。ただし、掲載に際して第3項に規定する出典に加えて利用上の注意事項(注2)を明記しなければならない。

6 著作者は当該著作物を、著作者が所属する組織の部内に限り、第2項の規定に関わらず、本法人に事前に申し出を行わずに利用できる。

7 著作者が当該著作物を他の出版物などに投稿するに当たり著作権の返還を本法人に申請した場合、本法人はその申請が正当な理由によるものと認めたときは、著作権を著作者に返還する。ただし、当該著作者は本法人の運営上必要となる事項(本法人が作成するウェブページ・CD-ROM等への論文掲載等)を本法人が継続して実施できるものとする。

(例外的取り扱い)

第6条 本法人以外の学会等との共催行事に投稿される論文等のほか、著作権について別段の取り決めがあるときは、前各号にかかわらず、当該取り決めがこの規定に優先して適用されるものとする。

(著作権侵害および紛争処理)

第7条 本法人が著作権を有する著作物に対して第三者による著作権侵害(あるいは侵害の疑い)があった場合、本法人が著作者の協力を得て解決を図るものとする。

2 第2条の本法人出版物に投稿される著作物の内容、並びに第5条の著作者自身の著作権行使により第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該著作物の著作者が一切の責任を負う。

(発効期日)

第8条 この規程は令和4年4月1日より有効とする。なお、同日より前に投稿された著作物の著作権についても、同日までに著作者から別段の申し出があり、本法人が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程に従い取り扱うものとする。

<補注>

注1: 複製権(第21条)、上演権及び演奏権(第22条)、上映権(第22条の2)、公衆送信権等(第23条)、口述権(第24条)、展示権(第25条)、頒布権(第26条)、譲渡権(第26条の2)、貸与権(第26条の3)、翻訳権、翻案権等(第27条)、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(第28条)。

注2: 本著作物の著作権は日本交通政策研究会に帰属します。本著作物は著作者である日本交通政策研究会の許可のもとに掲載するものです。ご利用に当たっては「著作権法」に

従うことをお願いいたします。

＜原稿執筆時の倫理規定＞

著者は、原稿作成時に、十分に既往研究をレビューし、引用にあたっては他者の著作権を侵害してはならない。また、原稿内において特定の個人や団体を誹謗中傷してはならず、かつ、商業的・政治的・宗教的な意図を持って執筆した原稿を投稿してはならない。

附則

平成 23 年 6 月 17 日施行

この規則の変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。